

令和7年度大阪府立箕面東高等学校生徒心得

本校では「自己実現を果たしてほしい」「社会人としての場に応じたマナーを身につけてほしい」との願いのもと以下の心得を定め、生徒指導を行っている。中でも「授業を大切にする」「TPO（時、所、場合）に応じた身だしなみ」の2点には特に重点を置いている。心得を守り、実りある快適な学校生活を送ること。ただし、これらは最低限を記述しているにすぎないので、学校教職員の指導・注意があった時には謙虚に受け止め、必ず従うこと。

(1) 学校生活の基本

学校という公共の場でみんなが気持ちよく過ごすことができるように、マナーを身につけ他者を思いやる行動ができるように努めること。社会の一員であるという自覚を持ち、ルールに則った責任のある行動をとること。また、学校生活を中心に考え、アルバイト等により生活のリズムがくずれないように注意すること。（アルバイト届や許可証が必要な場合は担任、生徒指導部へ申し出ること。）

① 授業を大切にする

- ・遅刻をせずにしっかりと授業を受ける

学校生活の基本である授業を大切にする。居眠りなどの無気力な態度も慎むようにすること。欠課となっても、決してサボったりせずに、たとえ遅れても授業に参加すること。また、登校後は放課後まで外出は認めない。やむを得ない場合には、担任に届け出て（外出・早退届）許可を受けること。

- ・授業に必要なものをそろえ、指定された座席に着く

学習活動を進めるために各教科等で指示された学習用具（教科書やノート、筆記用具、実習道具など）や指定された服装を整え、忘れ物がないようにすること。授業中にロッカーなどへ行くことはできないし、飲食や携帯電話の使用はもちろん禁止である。座席は教科担当者の指示に従って着席し、授業に必要なものはカバンの中へ入れておくこと。

- ・他人の授業の権利を奪わない

授業を妨害する行為（私語など）に対しては厳しく指導する。

- ・私物を教室に置かない

教室は色々なクラス・学年の人が様々な授業で使用するので、私物を教室に置くことは禁止する。

② 公共物を大切に扱う

校内で使用する一切の物は公共物である。落書きをしたり、壊したりすることなく大切に扱い、環境美化に努めること。

③ 下校時刻

許可を受けた生徒以外は午後5時までに下校すること。

以下のような場合は、午後5時を超えて在籍することができる。

- ・顧問が在籍する部活動で、活動を延長する場合
- ・文化祭の行事等で担任の許可を得た場合
- ・担任等と特別な懇談をする必要がある場合

④ 特別指導について

特別指導の対象となる次の行為は厳禁。

- 1 法を犯す行為：盗難（万引き等）・暴力・未成年者の飲酒や喫煙・道路交通法違反など
- 2 反社会的行為：学校の秩序を乱す行為・授業妨害など
- 3 いじめ・暴言・差別的発言：人が精神的苦痛を感じるような行動や言動など
- 4 学校教職員の指導・注意に従わない：再三の指導にも改善されない場合を含む
- 5 公共での迷惑行為：故意による器物破壊・落書き、その他迷惑行為
- 6 自動車・自動二輪車等（電動キックボードを含む）による通学：
保護者運転の自動車・自動二輪車（以下「車」）に同乗する場合以外の車の利用や制服での運転・乗車も含む
- 7 インターネット（SNS）の不適切な使用：
個人情報の流出や不適切な画像、動画を掲載し情報を拡散するような以下のような行為（一例）
 - ・他人の個人情報を許可なく掲載
 - ・学校内の様子（授業中・行事等）を許可なく撮影し、掲載
 - ・不適切な行為（校内外、アルバイト中のわるふざけ）や道徳に欠ける行為等を撮影、掲載など学校で配付される Chromebook も同様にインターネット（SNS）の不適切な使用は指導対象となる。

（2）服装などの身だしなみと所持品・ロッカーについて

本校では選べる制服を採用している。本校生である誇りを持って着こなすとともに、気候や場といったものを考えて、TPO に応じた身だしなみをする。

① 服装について

- ・所定の制服を着用する
登下校に際しては、定められた制服の中から自分で組み合わせを考えて A タイプと B タイプのいずれかを選択し着用すること。ただし、入学式や卒業式などの改まった場では、ブレザーを着用すること。
- ・制服の改造について
いかなる場合でも、制服を改造することは禁止する。ここでいう改造とはスカートを切ったり、ズボンを短くしたりすることなど全てをさす。また、改造が発覚した場合は預かり、卒業まで返却しない。預かり後、別の制服がない場合は再度購入が必要となる。
- ・セーター、カーディガン、ベストについて
本校指定のもの以外は認めない。

・雨具・防寒用服装などについて

気象条件により、雨具・防寒用服装（コート・ジャンパー類）、マフラー、手袋、帽子等の着用も認めるが、授業時に着用することは禁止する。

・履物、カバンについて

特に指定はしないが、質素なものを使用すること。サンダル・下駄履き等は厳禁、上履きは学校指定のものを使用すること

・所定の制服が着用できない場合

健康上の理由および身体的負傷等によりやむなく所定の制服や履物が着用できない場合は、担任を通じて生徒指導部に異装届を提出し許可を受けること。

② 頭髪について

自分本来の髪を大切にすること。人工的な染色や脱色等は指導対象とする。

③ 化粧・装身具類について

化粧は禁止ではないが、TP0 に応じ学校の指示があった場合はそれに従うこと。

装飾品（ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、ミサंगाなど）に関しては一切禁止とし、違反者は指導対象（預かり指導）とする。

④ 所持品について

- 1 登校時には生徒証明書を常に携帯し、学校教職員の請求に応じて提示できるようにすること。
- 2 所持品は記名し、自分で管理すること。
- 3 貴重品はできる限り校内に持ち込まないようにし、もし持参した場合には、各自で責任を持って保管・管理すること。

⑤ 個人用ロッカーの使用方法

- 1 1階渡り廊下に個人用ロッカーを設置する。卒業まで使用するので大切に使用すること。また教室前ロッカーは学校の所有物（貸出）であることを理解して使用すること。
- 2 危険物等を入れてはいけない。ロッカー内の荷物は各自が責任をもって管理すること。
- 3 盗難防止のためにも、ロッカーは必ず施錠すること。ただし、緊急事態には無断で解錠する場合もある。
- 4 他人のロッカー、ロッカーの上部や周辺に荷物を置いてはいけない。

（3）通学方法について

自動車・自動二輪車等（電動キックボードを含む）による通学は、保護者が運転する自動車に同乗する場合以外は認めない。学校まで乗って来るのではなく、途中の駅まで利用するという事等についても、同様に禁止している。徒歩や自転車・公共の交通機関を使用すること。

① 自転車の利用

あらかじめ生徒指導部に届け出て交付されたステッカーを貼った自転車を使用し、校内では所定の場所に駐輪し、施錠すること。また、指定場所以外の通行を禁止する。校外においては、歩行者や自動車に注意し、交通法規やマナーを守ること。運転するときは、安全のためヘルメットを着用することが望ましい。

*違反が繰り返される場合は、許可の取り消しや特別指導を行う。

② バスや電車などの利用

遅刻することのないように、余裕を持って少し早い便を利用すること。阪急バスの延着証明書の「15分未満」は原則として無効とする。乗降時や車内では、他の人々の迷惑にならないように公共マナーを守ること。

③ 通学方法の変更について

通学方法の登録は複数登録することはできない。通学方法の変更をする場合は担任に申し出、必要な手続きを行うこと。また、自転車通学から公共交通機関での通学に変更した場合は、ステッカーを返却すること。

(4) 昼食について

食堂を利用する、又は弁当等を持参すること。絶対に、学校に出前を頼んではいけない。放課後であっても厳禁。